

神奈川における日の丸・君が代をめぐる情勢

<個人情報保護条例>

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

注 実施機関・・・知事、議会、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

<県教委の指導経過と指導方針>

経過

2004（H16）年 11 月

入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導の徹底について（通知）

2005（H17）年 県教委は春の卒業式・入学式での不起立者の人数の報告を求める

2006（H18）年 県教委は春の卒業式・入学式での不起立者名の報告を求める

2006（H18）年 11 月

「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導の徹底について（通知）」

「国旗及び国歌の指導についての基本的考え方」 を発する

指導方針

君が代斉唱時の不起立者に対しては、粘り強い指導を行うということが県教委の基本的姿勢であり、処分をもって従わせるという立場にはこれまで立ってこなかった。

<不起立情報に対する対応>

2005 年春の入学式・卒業式での不起立者数の報告に対し、個人情報保護条例による不服申し立てを行う。人数は個人情報ではないという理由で申し立ては却下される。ただし、今後個人情報を収集する場合には、個人情報保護条例に反することがないように留意する必要があるという附言がつけられる。

県教委は 2006 年春の入学式・卒業式で不起立者名の報告を求める

個人情報保護条例に基づき、個人情報（不起立者名）の利用停止を求める（06 年 6・7 月頃）

県教委は利用不停止決定を行う（06 年 7 月頃）

利用不停止の不服申し立てを行う（06 年 9 月頃）

個人情報保護審査会から答申が出る（07 年 10 月）

答申の要旨

県教委は、国歌斉唱時に不起立であった理由については収集していない。しかし、それをもって不起立情報が思想信条にかかわらないということとはできない。

国歌斉唱時の不起立と言う行為は本人の思想信条に基づく行為である。したがって、この情報は条例第6条において原則取り扱い禁止とされている思想信条に該当する。

なお、この情報は教職員の服務に関する事務にかかわる情報としての側面も有している。そのため、正当な事務等の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くことが相当である。

この答申を受け、県教委は不起立者名を廃棄した。

<審査会答申に対する県教委の見解>

県教委の審査会答申に対する見解

- ①公務員である以上、全体の奉仕者として（憲法第15条）として法令に従いかつ上司の職務上の命令に忠実に従って職務を遂行しなければならない。（地方公務員法32条）
- ②学習指導要領上国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう定められている。国歌斉唱時の起立は社会的マナーであり、教職員が国歌斉唱時に起立することは職務上当然求められる。
- ③県教委は地教行法により県立高校に対する包括的な管理権限を有しており、教職員が不起立と言う不適切な行動をとったとすれば、その教職員の指導をする必要がある。
- ④①～③のとおり、不起立者の氏名収集は、たとえこの情報が思想信条にかかわる情報であったとしても、法令の規定に基づいて取り扱うことのできるものとして許されていると県教委は考えている。
- ⑤審査会答申においては不起立者名の収集は認められていない。したがって、不起立者名の収集に関して社会には肯定する意見と否定する意見が併存している。
- ⑥そこで審議会に諮問を行い、正当な事務事業の実施のために必要があると認めて取り扱うべきであると判断した。
- ⑦諮問以前に収集した不起立情報は、条例に定める手続きを踏まずに扱ったものとして、不起立情報は利用停止とする。

この県教委の見解に対する批判

枚方市の大阪高裁判決（07年11月30日）の中では次のように主張されている。

「地教行法の各条項は、あくまでも包括的な管理執行権限、ないし、一般的な教職員に対する服務監督権限を規定したものにすぎず、上記本件条例7条2項ただし書き所定の法令等の定めには該当しないものと解するのが相当である。けだし、仮に上記地教行法の各条項に基づき思想、信条及び信仰に関する個人情報の収集等が許されるとすると、上記各条項が、管理執行する教育事務の内容や監督する服務の内容、これらのために採り得る手段等について何ら限定を加えていないことからして、教職員に関する限り、市教委がいかなる個人情報も収集等することが可能となり、いわゆる「思想調査」も無制限に容認されることとなりかねず、そのような結論は到底採り得ないからである」

<審議会への県教委意見>

08年春の卒業式・入学式での不起立者名の収集のために、個人情報保護審議会に諮問を行った。

県教委の諮問理由

- (1) 国歌斉唱時の起立は社会的マナーである
- (2) 社会的マナーを教える事は教職員の職務であり、その職務の遂行上教職員は生徒に範を示すべきである
- (3) 不起立の教職員を県教委と校長が指導を行うため、不起立者の名前を収集する必要がある

また、審査会の答申を受けて不服申立人に交付した決定書には、審議会への諮問について県教育委員会は次のように理由を述べている。

- ①審査会答申においては不起立者名の収集は認められなかった
- ②したがって、不起立者名の収集に関して社会には、収集を肯定する意見と否定する意見が併存していることになる。
- ③そこで、社会的に納得を得た上で不起立者名の収集を行うために、個人情報保護審議会へ諮問をおこなった。

県教育委員会は、不起立者名を収集したいという自らの希望と、不起立者名を収集してはならないという個人情報保護審査会の意見を受け、個人情報保護審議会に諮問をすることにより社会的了解の上で不起立者名の収集を行いたいと考えている。

<審議会の審議経過>

県教委は、「起立指導は命令である」と発言

個人情報保護審議会の会長から「起立は命じているものですか、指導をしているだけのものですか」との質問があり、次のように答えた。

- (1) 広い意味の命令に該当しており、命令違反で処分の対象になるものではある。
- (2) 現時点では、粘り強い指導を行うことを考えており処分は考えていない。
- (3) 将来、処分をするかどうかについては、決定しておらず答えられない。
- (4) 自分の担任が処分されたりすれば、生徒への影響もあるので処分は好ましくない

その後、会長からは、現時点では処分はしないと言う発言はあっても、命令であれば今後の処分の可能性はあり処分を前提に話をしなければならないと提起があった。

県教委は不起立者名の収集に関して、「体調不良で不起立になった者についての名前は収集していないと考えている」と発言

(委員) もし腰痛等で体調不良のために不起立だった教職員がいたら、その人は県教委への不起立者の名簿に載ると思いますか。

(県) 当然除外していると思います。校長と職員との信頼関係の中で事前に分かっているでしょうから。

(委員) 当日急に体調不良になった場合はどうでしょうか。

(県) そのような場合には校長から無理して式に出席しなくて良いと話があると思います。

不起立者の名簿には、思想信条により立つことができないとする人の名前だけが集まっていると県教委自身が考えているという事がはっきりした。

不起立という事実は、不起立者の外形的行為でありそれ自身は思想信条をあらわすものではないとしていた県教委自身の見解を覆すものとなっている。

審議会の審議経過

11月の審議会と12月の審議会の前半では主に県教委に対する質問を中心に質疑は行われた。

会長は審議委員一人ずつこの案件についての意見を確認した。その結果、起立指導は「思想良心の自由」に反しているという意見、指導は良いが不起立者名を収集する必要はないという意見、個人の主張はともかく国旗国歌の指導をきちんとやってほしいという意見と様々な意見が出された。その中では名前の収集は不必要という方向性が支持されていた。

これまでに収集した不起立情報は破棄をする（県教委の通知）

①県教委に集められた不起立情報（のべ192件）は廃棄処分にした。（12月21日）

②各校で収集した不起立情報について廃棄処分とするよう通知をした。（12月27日）

審議会の答申について

答申の概要は以下のとおり。

審議会の各委員に不起立者名の収集に関しては様々な意見がある。その状況では、全員一致で県教育委員会の諮問内容を「適」とすることはできない。ただし、今回の審議会の結論を踏まえて、最終的に県教育委員会がどのような判断をするのかは県教育委員会自身に任されている。